

第1回 定例農業委員会総会議事録（第25期）

1 日 時 令和5年7月20日（木）9時40分～11時41分

2 場 所 阿久根市役所第1会議室

3 出席委員（10名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ⑥牛堀 佐喜子
⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢 ⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳
⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

4 欠席委員

⑤白濱 和利

5 議事日程

臨時議長選出

仮議席の指定

会長の選任について

会長職務代理者の選任について

議席の決定について

農政問題分科会委員の選任並びに分科会会長の選任について

同意第1号 阿久根市農政推進会議委員の推薦について

同意第2号 阿久根市農村環境改善センター運営協議会委員の推薦について

同意第3号 阿久根市都市計画審議会委員の推薦について

承認第1号 阿久根市農業再生協議会会員の承認について

諮問第4号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について

諮問第5号 農業経営改善計画の認定について

議案第24号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第27号 非農地証明願いについて

議案第28号 農用地利用集積計画について

議案第29号 第3期阿久根市農地利用最適化推進委員の選考について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 事務局長 大野 裕人

管理係長 鍋藤 雄太

主査 岩崎 展幸

主査 高口 良輔

主任 川畑 幸博

○農政課農政管理係 主事 奥 裕太

主事 山下 紗弥美

主事 京田 雄哉

事務局（大野 裕人）

只今から会議を開きます。早速、議事に入ります。

事務局（大野 裕人）

日程第1 臨時議長選出でございます。本日は、改選後最初の総会ですので、会長が選任されるまでの議長は、地方自治法第107条の規定に準じ、最年長の委員に臨時議長の職務をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

事務局（大野 裕人）

ご異議なしとのことですので、出席委員の中で最年長は、牛堀委員であります。牛堀委員に議長をお願いしたいと存じます。それでは、牛堀委員は議長席にお進みいただき、議事進行をお願いします。

（牛堀佐喜子委員、議長席着席）

臨時議長（牛堀 佐喜子）

それでは、地方自治法第107条の規定に準じ、臨時議長の職務を行います。委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

只今から第1回農業委員会総会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。

臨時議長（牛堀 佐喜子）

日程第2 仮議席の指定を行います。仮議席は、只今ご着席の席といたします。

臨時議長（牛堀 佐喜子）

日程第3 会長の選任についてを議題とします。会長の選任は、農業委員会等に関する法律第5条第2項により、委員の互選によることとなっております。

お諮りいたします。会長の互選は、委員会規則第4条の規定による、無記名投票の方法と、第5条の規定による指名推薦の方法があります。いずれかの方法によるかご意見はありませんか。

仮議席5番委員（尻無濱 俊幸）

指名推薦の方法でよいと思います。

臨時議長（牛堀 佐喜子）

只今、指名推薦というご意見がありましたが、指名推薦の方法を用いることにご意見ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

臨時議長（牛堀 佐喜子）

ご異議なしと認めます。

よって、会長の選任は、指名推薦の方法を用いることに決定いたします。

なお、この方法による選任においては、出席委員全員の同意が必要となります。複数の委員が指名された場合は、この方法によらず直ちに投票となりますので申し添えます。

それでは、どなたからでも結構ですので、推薦願います。

仮議席 5 番委員（尻無濱 俊幸）

田嶋 輝男委員が、会長に適任だと思います。

臨時議長（牛堀 佐喜子）

只今、田嶋 輝男委員が被指名人として推薦されました。他にありませんか？

委員 ～なしの声あり～

臨時議長（牛堀 佐喜子）

それでは、お諮りします。

田嶋 輝男委員を会長とすることに、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

臨時議長（牛堀 佐喜子）

ご異議なしと認めます。

よって、田嶋 輝男委員が会長に選出されました。

それではここで会長となられました、田嶋 輝男委員に、就任のご挨拶をお願いいたします。

仮議席 2 番（田嶋 輝男）

皆さんこんにちは。第 25 期の会長職を受けてほしいと皆さんから申し出がありまして、会長職を引き受けることになりました。皆さんから推薦を受けた以上は職責を全うしたいと考えております。

私は 22 期及び 23 期で会長を引き受け、今回で 5 期目になります。私たち農業委員は農地を守る、農地の最適化を推進するという、非常に重大な責務を負っているわけですが、遊休農地、担い手不足、高齢化、そういった問題を抱える中で、農地を守っていかなければいけない。非常に大変かとは思いますが、皆さんの協力のもとで、この 25 期農業委員体制を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

臨時議長（牛堀 佐喜子）

以上で、臨時議長の職務を終了しましたので、この後の議長は新会長と交代します。ご協力ありがとうございました。

(仮議席 2 番 田嶋 輝男委員に議長交代)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、**日程第 4 会長職務代理者の選任について**を議題といたします。

職務代理者の選任は、農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項により委員の互選によることとなっております。

お諮りいたします。職務代理者の互選は、委員会規則第 4 条の規定による、無記名投票の方法と、第 5 条の規定による指名推薦の方法があります。いずれかの方法によるか、ご意見はありませんか。

仮議席 5 番委員 (尻無濱 俊幸)

これも指名推薦の方法でよいと思います。

議長 (田嶋 輝男)

ほかにありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

只今、指名推薦というご意見がありましたが、指名推薦の方法を用いることにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、会長職務代理者の互選は、指名推薦の方法を用いることに決定いたします。

なお、この方法による選任においては、出席委員全員の同意が必要となります。複数の委員が指名された場合は、この方法によらず直ちに投票となりますので申し添えます。

それでは、どなたからでも結構です。推薦をお願いいたします。

仮議席 5 番委員 (尻無濱 俊幸)

石原 勇一郎委員が、会長職務代理者に適任者だと思います。

議長 (田嶋 輝男)

ほかの方は。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

只今、石原 勇一郎委員が被指名人に推薦されました。他にありませんか？

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それではお諮りいたします。

石原 勇一郎委員を会長職務代理者とすることに、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、石原 勇一郎委員が会長職務代理者に選出されました。

それではここで、会長職務代理者に就任のご挨拶をお願いいたします。

仮議席 9 番委員 (石原 勇一郎)

只今、推薦を受けて、会長職務代理者となりました石原 勇一郎です。任期も 2 期目で、まだ経験も浅いですが、とにかく皆さんの推薦を受けましたので、一生懸命がんばって職務を全うしたいと思います。これからもご協力よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 5 議席の決定についてを議題といたします。議席の決定は、委員会会議規則第 5 条により、「くじ」で定めることになっております。

ここでお諮りいたします。

当委員会の先例により、会長の議席は 12 番、会長職務代理者の議席は 11 番としたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、会長及び会長職務代理者の議席は 12 番及び 11 番に決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

さらにお諮りします。

現在、1 人欠員となっているんですが、欠員となっている委員の議席は、残ったくじの番号としますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

また、本日欠席委員のくじは、事務局に代理で引かせたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

それでは、事務局に「くじ」を持ちまわらせます。まず、「本くじ」を引く順序の順番を決める「くじ」を引いてもらいます。

(順次、仮議席1番から仮議席10番まで、くじ引き)

(欠席委員は、事務局が代理により、くじ引き)

議長 (田嶋 輝男)

次に、順番に「本くじ」を引いてもらいます。1番くじを引かれた方から順次お引きください。

(くじを引いた順番の委員から順次、本くじ引き)

(欠席委員は、事務局が代理により、本くじ引き)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、議席が決定しました。事務局に読み上げさせます。

事務局 (鍋藤 雄太)

それでは、議席が決定いたしましたので、私の方から議席番号1番から10番までをご報告を致します。11番と12番については、先程決定しておりますので省略いたします。

まず、議席番号1番に久保 秀幸委員、議席番号2番に樫八重 玲子委員、議席番号3番に高原 熊夫委員、議席番号5番に白濱 和利委員、議席番号6番に牛堀 佐喜子委員、議席番号7番に園田 勇一委員、議席番号8番に馬見新 貢委員、議席番号9番に尻無濱 俊幸委員、議席番号10番に中野 和徳委員、議席番号11番に石原 勇一郎委員、議席番号12番に田嶋 輝男委員であります。

以上で、議席決定の報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、只今のとおり、それぞれの議席にご着席ください。

(各委員、議席に着席)

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議事録署名委員の指名ですが、議長において、1番久保秀幸委員、2番樫八重玲子委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7、会期並びに議事日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 8、諸報告であります。私からは今回、特にございませませんが、皆さん方からありましたら、その他のところでお願いします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 9 農政問題分科会委員の選任並びに分科会会長の選任についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（鍋藤　雄太）

それではご説明を致します。

農政問題分科会は、阿久根市農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に設置規定があり、農政問題を専門的・技術的に調査・審議するため分科会を設置するとされております。

分科会の組織及び運営につきましては、農政問題分科会組織及び運営に関する規定第 2 条に、分科会は第 1 及び第 2 分科会とし、それぞれの委員をもって構成するとされ、分科会の委員は互選することになっております。

各分科会が専門的に調査検討する事項は、同規定第 3 条で規定され、第 1 分科会は、果樹・特用作物・構造改善事業に関すること。第 2 分科会は、畜産・普通作物・林業・その他農業、農家生活に関することが分掌事務となっております。

分科会委員の互選については、先例によりますと希望を含めて調整することとなっております。また、各分科会の会長につきましては、各分科会で互選することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

本件については、事務局の説明のとおり農政問題分科会組織、及び運営に関する規程並びに当委員会の先例により決定することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたします。

それでは、それぞれの分科会の互選のため、暫時協議会に移行します。

～協議会～

～協議会終了～

議長 (田嶋 輝男)

協議会前に引き続き会議を開きます。議事を継続いたします。

分科会委員の互選並びに分科会会長の互選の結果を事務局に報告させます。

事務局 (鍋藤 雄太)

それでは、ただいまの協議会で決定しました所属の分科会について、確認のため読み上げさせていただきます。

第1分科会は、久保 秀幸委員、白濱 和利委員、園田 勇一委員、石原 勇一郎委員、田嶋 輝男委員

第1分科会長は、白濱 和利委員が選出されました。

第2分科会は、樫八重 玲子委員、高原 熊夫委員、牛堀 佐喜子委員、尻無濱 俊幸委員、中野 和徳委員

第2分科会長は、中野 和徳委員が選出されました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の報告が終わりました。只今の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり決定致しました。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 10、同意第 1号阿久根市農政推進会議委員の推薦についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (鍋藤 雄太)

ご説明致します。阿久根市農政推進会議は、阿久根市農政の重要な施策について企画し、関係団体の総合調整のもとに実施の万全を期するため設置されております。

委員構成は、20名以内で、市内各農業団体関係者、学識経験者、農業構造改善事業及び林業構造改善事業の実施地区並びに農業団体の代表者、その他市長が特に必要と認める者で組織されており、会長は市長になります。

農業委員会選出の委員は、先例によりますと会長並びに第1、第2分科会長の3名であります。

なお、任期は2年間で、前任者の残任期間となり、現在、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの任期ですので、本日から令和6年3月31日までとなります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

事務局の説明では、先例により会長と両分科会長の計3名を推薦するものでありますが、これにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については、会長と両分科会長の計3名を推薦することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第11、同意第2号阿久根市農村環境改善センター運営協議会委員の推薦についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (鍋藤 雄太)

ご説明致します。阿久根市農村環境改善センターは、農業に関する技術の開発を行い、農業経営の安定・合理化を促進し、市内農業の振興を図るために設置されており、運営協議会は、その運営に関する事項を審議するものです。協議会の委員構成は10名以内で、阿久根市副市長、学識経験者、農業関係団体代表者その他市長が認める者で組織されており、運営協議会の会長は副市長になります。

農業委員会からは、先例によりますと会長が推薦をされております。

なお、任期は2年間で、前任者の残任期間となり、現在、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの任期ですので、本日から令和6年3月31日までとなります。

以上で説明を終わりますが、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件に対する、事務局の説明では、先例によりますと会長が推薦されております。先例により、会長を推薦することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については、会長を推薦することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 12、同意第 3 号阿久根市都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (鍋藤 雄太)

ご説明致します。阿久根市都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき、市長の諮問に応じ、市が定める都市計画について、本市が提出する意見・その他市長が都市計画上必要と認める事項等について審議するため、審査会が設置されております。

委員は、市長が任命する委員で、学識経験者 4 名以内、市議会議員 2 人以内、県職員 1 名、市民 1 名となっており、農業委員会からは、先例によりますと会長が任命をされております。

事務局 (鍋藤 雄太)

任期は 2 年間で、令和 4 年 1 月 22 日から令和 6 年 1 月 21 日までとなっており、委員が欠けた場合は、前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件に対する、事務局の説明では、先例により会長を推薦するものですが、これにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については、会長を推薦することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 13、承認第 1 号阿久根市農業再生協議会会員の承認についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（鍋藤 雄太）

ご説明致します。農業再生協議会は食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するための水田の戦略的な活用、地域農業の振興をはじめ、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的に設置されております。阿久根市農業再生協議会の会員は、規約第5条第1項に各種農業関係団体の長が務めることと規定されており、農業委員会からは「阿久根市農業委員会会長」と明記されております。よって、会長を阿久根市農業再生協議会の会員として御承認くださいますよう提案申し上げます。

なお、任期は3年間で、令和5年度の総会日から令和8年3月31日までであり、役員が欠けた場合は前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わりますが、よろしく申し上げます。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件に対する、事務局の説明では、阿久根市農業再生協議会規約第5条第1号の規定は、会長を会員とすることと明記されております。よって、会長を農業再生協議会の会員として選出することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については承認することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第14、諮問第4号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課（奥 裕太）

諮問第4号は、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

（資料にて説明）

以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10 番委員（中野 和徳）

この件については、令和2年の総会で提案があった案件であり、実は私もその時の現地調査に行ったんですけれども、以下の点を考慮して除外すべきかどうかを判断してほしいと思います。また、県に同意を得る必要があると思いますが、その際にもその旨を伝えてほしいと思います。

1点目が、事業計画書の理由書に、農地として譲り受けたが、土壌が粗悪で農地性が乏しく生産性がないと書いてありますが、令和2年8月11日に現地調査に行った際には、客土をして家庭菜園をすると説明を受けており、提出を受けた理由書の内容と矛盾するのではないかと考えます。8月の総会に諮って、委員から建築業をやっているから資材置場だと、総会の際意見もありましたが、農地として使用されるか様子をみようということ、8月総会では農地法3条で許可されたと記憶しています。

それを受け、令和3年2月再度現場調査を行い、その際には確かに作物を植えてありました。土地の半分は作物を植えておりました。それが客土をしたのかどうかは記憶が定かではないんですけれども、そのような経緯があり今回農用地区域の除外及び農地法第5条申請があるということ。

2点目は、農用地区域の除外については5要件を満たす必要がある。代替地として検討されている土地は、私も現地を確認にいきましたが、確かに道路から下る斜面があり、今の土地と比べれば資材置き場としては若干不利だと理解できましたが、車の進入自体には問題がないのではないかと考えます。代替地に少し手を入れれば、十分資材置き場になるのではないかと考えます。

また、代替地について、現在申請書で候補に挙げた土地以外に自分の土地を持っておられるのかどうか、そこを検討したうえで、判断していただきたいと考えます。

議長（田嶋 輝男）

中野委員から質疑が出ましたが、他の方は質疑ありませんか。

事務局（鍋藤 雄太）

本議案の審議においては、申請地が農用地区域から除外されることにより、他の土地でも転用のおそれがないか、農地の集団性が分断されるおそれがないか、ご審議いただきたいと考えます。

転用関係につきましては、農地法第5条の議案でご審議いただきたいと考えます。

議長（田嶋 輝男）

暫時協議会に移行します。

～協議会～

～協議会終了～

議長（田嶋 輝男）

協議会前に引き続き会議を開きます。議事を継続いたします。

ほかに質疑ありませんか。

10 番委員（中野 和徳）

代替地について、農用地区域以外の土地を含めて他に適当な土地がないのか、再度検討を行ったうえで審議する必要があると考えます。したがって本件については、保留すべきと考えます。

議長（田嶋 輝男）

ほかにございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。それでは本件については、代替地について再度農政課で検討をしていただくこととし、今回保留として決定してよろしいでしょうか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって本件については、保留とすることといたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第 15、 諮問第 5 号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。それでは農政課の説明を求めます。

農政課（山下 紗弥美）

諮問第 3 号について、ご説明いたします。

（資料にて説明）

以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は、認定しようとするものであります。ただいま諮問のあった件について、認定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
それではここで、10分程度休憩に入ります。
～休憩～

議長 (田嶋 輝男)
それでは再開いたします。日程第16 議案第30号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)
おはようございます。それでは議案第30号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和5年第7号について説明いたします。
(資料にて説明)
以上です。

議長 (田嶋 輝男)
農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第17 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (高口 良輔)
それでは、議案第31号についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が4件です。
整理番号1について、譲受人は〇〇で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、農地所有適格法人である譲受人が経営規模の拡大により、譲渡人より農地を取得するものです。取得後は、申請地に馬鈴薯を耕作される計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。
整理番号2について、譲受人は〇〇で、譲渡人は〇〇 〇〇です。申請の理由は、譲受人の経営規模拡大によるものであります。なお、本件は、売買による所有権移転です。

事務局（高口 良輔）

整理番号3について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲渡人名義の宅地に居住している譲受人が、自宅に隣接の農地を取得するものです。取得後は、申請地に家庭菜園をされる予定であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号4について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲受人が受贈するものです。取得後は、申請地にジャガイモを耕作される予定であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、贈与による所有権移転です。

事務局（高口 良輔）

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべて満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

3番委員（高原 熊夫）

議案第31号にかかる調査は、7月7日に、田嶋委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長（田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

なしということですが、よろしいですか。

委員 ～なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 18 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 32 号について、ご説明いたします。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件です。

整理番号 1 の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から西北西約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設から 300 m 以内にある農地であることから、第 3 種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏と〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、借家住まいですが手狭になり、また、通勤・通学に便利なことから申請地に自己居住用の一般住宅を建築するため今回、申請するものです。生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

整理番号 2 の案件は、資材置場への転用を目的とする使用貸借権の設定です。申請地の位置は、市役所三笠支所から北北西約〇〇キロメートルの所です。申請地は、農用地区域内の農地ですが、本件と同時に阿久根市長あて農用地区域からの除外願いが提出されており、本件については本総会の諮問第 4 号でお諮りしているところではございますが、保留になった関係から、整理番号 2 については、転用の許可基準であります立地条件及び一般条件の審査項目のうち、一般基準の方で他法令の許可が必要との条件に抵触することから、今回については保留といたします。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

3 番委員 (高原 熊夫)

議案第 32 号に係る調査結果について、報告します。調査は 7 月 7 日に、田嶋委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号 1 の案件について報告します。申請地は、東側及び北側は道路、西側は宅地、西側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 (田嶋 輝男)
調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。ここで整理番号1についてのみお諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
整理番号2については、先程事務局から説明があったとおり、諮問第4号の農用地利用計画の変更の方が他法優先いたしますので、本日の審議で追加検討する事項を再度審議し、決定され次第、本議案も再度提案しますので、それによろしいでしょうか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。よって整理番号2については、保留とすることに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第19、議案第33号 非農地証明願いについてを議題といたします。
本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において、非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。
また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。
したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 20、議案第 34 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 34 号 令和 5 年農用地利用集積計画書第 7 号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和 5 年 7 月 31 日となります。
(議案資料にて説明)
以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしということですが、よろしいですか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

お諮りいたします。
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 21 議案第 35 号 阿久根市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (鍋藤 雄太)

ご説明致します。議案第 35 号は阿久根市農地利用最適化推進委員の選任についてでございます。農地利用最適化推進委員の公募については、募集の結果、定員 7 名に対し、8 名の応募がありました。これについて第 24 期第 36 回農業委員会総会において、農地利用最適化推進委員の選考を行い、別紙議案の方を候補者として選考したところであります。

これは、阿久根市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第 2 条第 2 項で定める担当区域及び人数となっております。

事務局（鍋藤 雄太）

以上、本議案により7名の候補者に対し、阿久根市農地利用最適化推進委員の委嘱決定について提案いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。事務局の説明では候補者数及び担当区域については、阿久根市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第2条第2項の要件を満たしているようであります。農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり選任することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり選任することに決定し、委嘱状の交付を早速本日午後にいたします。

議長（田嶋 輝男）

以上で提案された議案は全て終了いたしました。それでは、そのほかに、皆さん方から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

事務局はありませんか。

事務局（鍋藤 雄太）

ございません。

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 11 時 41 分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
